

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年1月24日（平成30年（行個）諮問第9号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行個）答申第29号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての行政相談週間用処理票の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定年月日に行政相談した事案について、特定行政相談委員が北海道管区行政評価局に提出した行政相談週間処理票」（以下「本件処理票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第149号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由に記載していないが、「当初の利用目的を達成したため」という法令・逐条解説・質疑応答集などの根拠がない処分庁が定める独自の根拠（根拠は教えることができないとしている。）で、利用停止（消去）できるから。例）平成28年12月26日付け北海相第154号155号

（2）意見書

北海道管区行政評価局の主張によれば、本件は、申出人の理由如何にかかわらず「当初の利用目的を達成したため」という理由をつけて、利用停止・消去をする旨の決定をすべきものである。

審査請求人の主張する理由と異なる理由で利用停止した事例

平成28年12月1日付け保有個人情報利用停止請求書

理由 私はメールを送信していないから。（ねつ造したメールだか

ら)

平成28年12月26日付け北海相第154号 保有個人情報の利用停止をする旨の決定。

理由 当初の利用目的を達成したため。

平成29年1月13日付け審査請求書 理由が違うので総務大臣に審査請求した。

理由 保有個人情報利用停止請求書の理由のとおり利用停止・消去してほしい。

総務省は、メールのねつ造を隠ぺいするため、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなかった。

平成29年3月14日付け総評相第22号総務大臣裁決書

利用停止の理由に不服があっても、訴えの利益がないので棄却する。

また、北海道管区行政評価局特定職員は申出人が利用停止してほしいというから、利用停止してやったと主張している。

今回も同様に、申出人は利用停止してほしいと言っているので、利用停止となる。

また、「私はメールを送信していないから」を「当初の利用目的を達成したため」という理由に変えて利用停止・消去したのは、法違反であると行政苦情110番メールで行政相談したが、法律に違反していないと北海道管区行政評価局特定職員から回答があった。

同様に、理由を「当初の利用目的を達成したため」に変えて利用停止することとなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年10月6日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。これに対して、処分庁は、利用停止請求に係る保有個人情報について、適法に取得したものであり、利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もないことから、利用停止請求に理由があると認めることはできないとして、同年11月2日付けで原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月13日付けで総務大臣に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が特定年月日に行政相談した事案について、本件処理票に記録された保有個人情報である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記2の保有個人情報について、保有個人情報訂正請求書のとおり訂正することを求めている。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

本件処理票は、行政相談委員が、受け付けた相談内容等を記録し、処理を依頼するため北海道管区行政評価局に提出したものである。

審査請求人は、「メール1, 2, 3」について、審査請求人が特定年月日に行政相談委員に対して行政相談した際、提出したとしているが、行政相談委員には提出されておらず、北海道管区行政評価局においても、これを保有していないことから、消去した事実はない。

本件処理票は、行政相談委員が審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものであり、行政相談委員が受け付けた相談内容等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

(2) 結論

以上のとおり、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年1月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年4月23日 | 審議 |
| ⑤ | 同年5月21日 | 審議 |

第5 当審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の消去を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項

の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき，又は法 8 条 1 項及び 2 項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには，当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして，法 3 8 条は「行政機関の長は，利用停止請求があった場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで，本件対象保有個人情報の利用停止請求につき，法 3 8 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて，以下，法 3 6 条 1 項 1 号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法 3 6 条 1 項 1 号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について，諮問庁は，本件処理票は，行政相談委員が審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものであると説明する。

イ 当審査会において，諮問書に添付された本件処理票（写し）の内容を確認したところによれば，本件処理票に記録された保有個人情報は，審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の上記アの説明は不自然，不合理とはいえず，これを覆すに足りる事情も認められないことから，本件対象保有個人情報は，北海道管区行政評価局において適法に取得したものと認められる。

(2) 保有の制限等（法 3 条 2 項）との関係

ア 法 3 条 2 項は，「行政機関は，利用の目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ，本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について，諮問庁は，本件処理票は行政相談委員が受け付けた相談内容等を記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有していると説明する。

イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）イの認定判断を踏まえると，本件対象保有個人情報の取得後，行政相談委員が受け付けた相談内容等を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件対象保有個人情報を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然，不合理とはいえず，これを覆すに足りる事情も認められないことから，北海道管区行政評価局において，本件対象保有個人情報を法 3 条 2 項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法 8 条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、諮問庁は、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないと説明する。

ウ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）イの認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史